

## ○岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則

昭和49年8月31日

市規則第68号

改正 昭和50年3月19日市規則第11号

(略)

令和3年11月11日市規則第114号

### (目的)

第1条 この規則は、次条に規定する各資金を貸し付けた融資機関又は同条に規定する各資金を借り受けた者(以下「借受者」という。)に対し、この規則の定めるところにより予算の範囲内において、それぞれ当該資金にかかる利子補給又は利子助成(以下「利子補給等」という。)を行い、もつて農林漁業者等の資本装備を高度化し、経営の近代化、合理化、安定化の促進を図ることを目的とする。

### (資金の限定)

第2条 利子補給等の対象となる農林漁業関係資金とは、次に掲げる資金とする。

(1) 農業近代化資金

農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する資金

(2) 漁業近代化資金

漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第3項に規定する資金

(3) 農業経営基盤強化資金

岡山県農業経営基盤強化資金融資要綱(平成6年岡山県農経第691号)及び岡山市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱(平成21年市告示第283号)に規定する資金

(4) 農業経営改善促進資金

岡山県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年岡山県農経第725号)に規定する資金

### (融資機関)

第3条 この規則において「融資機関」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号及び第2号の事業をあわせ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

(2) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第2号の事業を行う漁業協同組合

(3) 農林中央金庫

(4) 株式会社日本政策金融公庫又はその受託金融機関

(5) 銀行法(昭和56年法律第59号)に基づく銀行

(6) 信用金庫法(昭和26年法律第238号)に基づく信用金庫

(7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)及び協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法律第183号)に基づく信用協同組合

(利子補給等対象種目)

第4条 利子補給等の対象種目は、第2条各号に掲げる資金の規定するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、年次ごとに予算の範囲内で地域農業振興計画を勘案のうえ、優先順位を関係機関と協議決定し、利子補給等対象種目を限定することができる。

(利子補給等率及び利子補給等期間)

第5条 第2条各号に規定する資金の利子補給等率及び利子補給等期間は、市長が別に定めるところによる。

(借受適格者)

第6条 第2条に規定する資金における借受適格者の認定基準は、同条各号に掲げる法令及び規程に定める貸付対象者又は借受資格者の要件を満たし、かつ、市税を完納している者であることとし、借受希望者は借入申込みの際に、市税納付状況確認同意書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)に基づく、岡山市特別融資制度推進会議が対象とする資金の貸付けの認定に際しては、当該会議に諮るものとする。対象とする資金は、岡山市特別融資制度推進会議設置要領(平成5年11月15日制定)に定める。

(貸付の条件)

第7条 第2条各号に規定する資金は、第5条に定めるところにより、農林漁業者等に貸し付けたものでなければならない。

(利子補給等の方法及び金額)

第8条 利子補給の方法は、第2条各号に規定する資金について融資を行った融資機関に対し、市長が当該融資機関との間に締結する利子補給契約に従い、次項に定めるところにより計算した額により行うものとする。また、借受者に対する利子助成についても、次項に定めるところにより計算した額により行うものとする。

2 利子補給金及び利子助成金(以下「利子補給金等」という。)の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における第2条各号に掲げる資金の融資平均残高(延滞額を除く。)

に第5条の規定により定められたそれぞれの利子補給率又は利子助成率を乗じて計算した額とする。

(借受適格者の認定)

第9条 借受適格者の認定については、第2条各号に掲げる法令等の定めるところによるものとする。

(利子補給等の承認申請及び承認)

第10条 融資機関又は借受者が、第2条各号に規定する資金について、市から利子補給等を受けようとするときは、利子補給承認申請書(様式第1号)又は利子助成承認申請書(様式第2号)を市長に提出して承認を受けなければならない。ただし、同条各号に掲げる法令等に申請に関する規定があるものについては、その規定によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、内容を審査し、適正であると認めるときは承認し、その旨を利子補給承認書(様式第3号)又は利子助成承認書(様式第4号)により通知するものとする。ただし、第2条各号に掲げる法令等に承認に関する規定があるものについては、その規定によるものとする。

(償還条件等の変更承認申請及び承認)

第10条の2 融資機関又は借受者は、前条の規定により利子補給等の承認のあつた貸付案件について、次に掲げる利子補給金等の額の変更を伴う償還条件等の変更を加えようとするときは、償還条件等変更承認申請書兼承認通知書(様式第13号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。市長の承認を得ることなく償還条件等が変更され、利子補給金等の額が変更されたものにあつては、当該変更に係る部分について利子補給等の対象としない。

(1) 約定償還日の追加、据置期間の短縮その他の融資残高の減少を伴う償還条件の変更する場合

(2) 災害等が発生した場合において、市が融資機関に対して要請した償還条件の緩和措置を適用する場合

2 前項の規定にかかわらず、第2条各号に掲げる法令等に、償還条件等の変更承認に係る申請及び承認に関し規定があるものについては、その規定によるものとする。

3 第1項第2号に係るものを除き、融資機関が独自の判断で行つた償還条件の緩和に伴う償還条件等変更については、これを承認しない。

4 前条第1項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項中「利子補給承認申請書(様式第1号)又は利子助成承認申請書(様式第2号)」とあるのは「償還条件等変更承認申請書兼承認通知書(様式第13号)」と読み替えるものとする。  
(利子補給金等の交付申請)

第11条 融資機関又は借受者は、第8条の規定に基づき利子補給金等の交付を受けようとするときは、利子補給金交付申請書(様式第5号)又は利子助成金交付申請書(様式第7号)により、同条に規定する期間満了の翌月30日までに市長に利子補給金等の交付の申請をしなければならない。  
(利子補給金等の交付決定)

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、利子補給金交付決定通知書(様式第9号)又は利子助成金交付決定通知書(様式第10号)を交付する。

2 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、関係者から意見を聞くことができる。  
(報告)

第13条 融資機関は、既に貸し付けた融資の特例異動(繰上償還、延滞発生、延滞償還その他償還に係る異動をいう。)があつたときは、特例異動報告書(様式第11号)により、翌月30日までに市長に報告しなければならない。

2 農業近代化資金及び漁業近代化資金にあつては、融資機関は、第10条第2項の規定により利子補給の承認を受けたものについて、貸付実行後、直ちに貸付完了報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。ただし、第2条各号に掲げる法令等に報告に関する規定があるものについては、その規定によるものとする。  
(検査及び指示)

第14条 融資機関は、利子補給等にかかる第2条に規定する資金の融資に関し、市長が報告を求めた場合又は当該融資に関する帳簿、書類等の調査に関し必要があると認めた場合は、これに協力しなければならない。  
(利子補給金等の打ち切り又は返還)

第15条 市長は、利子補給等にかかる資金を借り受けた者が、その借入金を目的以外のことに使用したときは、融資機関に対する利子補給金等を打ち切ることができる。

- 2 市長は、融資機関の責めに帰すべき事由により融資機関がこの規則又はこの規則に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金等を打ち切り、又はすでに交付した利子補給金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(略)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、交付の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



利子助成承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

名称

代表者

下記の 資金の借入れについて利子助成を受けたいので、岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則(昭和49年市規則第68号)第10号第1項の規定に基づき承認の申請をします。

記

貸付 決定日	貸付決 定番号	借入額	実行日	貸付利 率	利子 助成率	償還 期限	据置 期限	償還 方法	利子 助成 期間	備考
年 月 日		千円	年 月 日	年% ( )	年%	年 月 日	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	

- 注 1 貸付利率の( )は、公益財団法人農林水産長期金融協会の助成後の金利を記入する。  
2 備考欄には希望する利子助成金の入金口座を記入する。





様式第4号(第10条関係)

利子助成承認書

第 号  
年 月 日

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあつた 資金利子助成について、岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則(昭和49年市規則第68号)第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

貸付 決定日	貸付決 定番号	借入額	実行日	貸付 利率	利子 助成率	償還 期限	据置 期限	償還 方法	利子 助成 期間	備考
年 月 日		千円	年 月 日	年% ( )	年%	年 月 日	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	

注1 貸付利率の( )は、公益財団法人農林水産長期金融協会の助成後の金利を記入する。

様式第5号(第11条関係)

利子補給金交付申請書

第 号  
年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所  
氏名  
代表者

利子補給契約書に基づき、下記のとおり  
たいので、関係資料を添えて申請します。

資金利子補給金の交付を受け

記

金 円

ただし 年度分 資金利子補給金

添付資料 利子補給金計算表 (様式第6号)

様式第6号(第11条関係)

利子補給金計算表

融資機関名

融資 年月日	借受者 氏名	期首 約定 融資 残高 (A) (円)	期中 貸付額 (B) (円)	期中 約定 又は 繰上 償還額 (C) (円)	期中 発生 元本 延滞額 (D) (円)	利子 補給 対象 残高 (A) + (B) - (C) - (D) = (E) (円)	貸付 期間	日数 (F)	積数 (E) × (F) = (G)	融資 平均 残高 (G) × ◆ = (H) (円)	利子 補給率 (I) (%)	利子 補給額 (H) × (I) (円)
計												
総計												

注 1 利子補給額の算出にあたっては、1円未満は切り捨てる。

2 利子補給金計算表は上記の様式によらないことができる。その場合、記載内容は上記様式に準じたものとし、利子補給金の積算基礎が明確であるものとする。

様式第7号(第11条関係)

利子助成金交付申請書

第 号  
年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所  
氏名  
代表者

資金に係る利子助成金を下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

金 円

ただし 年度分 資金利子助成金

添付資料 利子助成金計算表 (様式第8号)

様式第8号(第11条関係)

利子助成金計算表

融資機関名

融資 年月日	借受者 氏名	期首 約定 融資 残高 (A) (円)	期中 貸付額 (B) (円)	期中 約定 又は 繰上 償還額 (C) (円)	期中 発生 元本 延滞額 (D) (円)	利子 助成 対象 残高 (A) + (B) - (C) - (D) = (E) (円)	貸付 期間	日数 (F)	積数 (E) × (F) = (G)	融資 平均 残高 (G) × ◆ = (H) (円)	利子 助成率 (I) (%)	利子 助成額 (H) × (I) (円)
計												
総計												

注 1 利子助成額の算出にあたっては、1円未満は切り捨てる。

2 利子助成金計算表は上記の様式によらないことができる。その場合、記載内容は上記様式に準じたものとし、利子助成金の積算基礎が明確であるものとする。

番 号  
年 月 日

利子補給交付決定通知書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあった、年度分に係る 資金の  
利子補給金について、岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則第12条第1項の規定  
に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この利子補給金の交付対象及びその内容は、年 月 日付けで提出のあ  
った申請書に記載されたとおりとする。
- 2 利子補給金は、円とする。
- 3 融資機関及び借受者は、岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則（昭和49年市規  
則第68号）に従わなければならない。

番 号  
年 月 日

利子助成交付決定通知書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のあった、年度分に係る資金の利子助成金について、岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この利子助成金の交付対象及びその内容は、年 月 日付けで提出のあった申請書に記載されたとおりとする。
- 2 利子助成金は、円とする。
- 3 融資機関及び借受者は、岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則（昭和49年市規則第68号）に従わなければならない。

様式第11号（第13条関係）

特例異動報告書

年 月 日

岡山市長 様

住 所  
名 称  
代 表 者

下記のとおり、資金にかかる特例異動（繰上償還・延滞発生・延滞償還・その他）がありましたので、岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則（昭和49年市規則第68号）第13条第1項の規定により報告します。

記

貸付 年度	貸付 年月日	借入者氏名	特例異動 の理由	貸付金額 (円)	特例異動 前の 融資残額 (円)	特例異動 年月日	特例異動 金額 (円)
計		名					

注 特例異動の理由は、繰上償還・延滞発生・延滞償還・その他のいずれかを記入する。



様式第12号(第13条関係)

貸付完了報告書

年 月 日

岡山市長 様

住 所

名 称

代表者

年 月 日付け第 号で利子補給承認を受けた 資金について、下記のとおり貸付けを実行したので、岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則(昭和49年市規則第68号)第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

貸付 の相 手方	申請 金額 (円)	貸付 承認 額 (円)	貸付 年月 日	償還計画 (円)											貸付 利率 (%)		
				区分	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 10 回			
				年月 日													
				金額													
				年月 日													
				金額													
				年月 日													
				金額													
				年月 日													
				金額													

注 上記の項目がすべて記載されていれば、別の様式を使うことができる。

償還条件等変更承認申請書兼承認通知書

岡 山 市 長 様

申請者 住所  
名称  
代表者

年 月 日付け第 号で利子（補給・助成）承認の決定がありました  
資金について、下記のとおり償還条件等の変更をしたいので、岡山市農林漁業関係資金  
利子補給等規則（昭和49年市規則第68号）第10の2条第1項の規定により承認申  
請書を提出します。

記

利子（補給・助成） 承認年月日	年 月 日	
区 分	当 初 の 貸 付 条 件	変 更 後 の 貸 付 条 件
貸 付 の 相 手 方		
貸 付 金 額	円	円
貸 付 年 月 日	年 月 日	年 月 日
据 置 期 限	年 月 日	年 月 日
償 還 期 限	年 月 日	年 月 日
約 定 償 還 日		
約 定 償 還 額		
そ の 他 の 事 項		
変 更 の 理 由		

注：事業計画を変更する場合には、変更する事業計画書の写しを添付すること。

上記のとおり償還条件等の変更を承認します。

年 月 日

岡 山 市 長

印

様式第14号（第6条関係）

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

住所  
氏名

岡山市農林漁業関係資金利子補給等規則（昭和49年市規則第68号）第6条第1項に規定する借受適格者の認定に当たり、市税納付状況の確認を受けることに同意します。

また、市税に滞納がある場合、利子補給等を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。